

条 例 議 案 の 概 要

議第236号議案 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）による介護保険法の一部改正に伴い、省令により定められていた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、条例で定めるもの。

2 概 要

（1）対象となる施設等

- ・指定介護予防サービスの事業を行う事業所
- サービスの種類：介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

（2）人員、設備及び運営の基準

- ・基本方針
- ・人員に関する基準（従業者の資格・員数の要件）
- ・設備に関する基準（必要な部屋等の設置）
- ・運営に関する基準（提供拒否の禁止、基本取扱方針、秘密保持義務、利益供与の禁止、苦情の処理、事故発生時の対応、身体拘束等の禁止、暴力団員等の排除、非常災害対策）

【細目的な事項、専門技術的事項等については、規則に委任する。】

※ 県独自の基準

- ①記録の保存期間に関する規定（国の基準：2年間 → 県の基準：5年間）
【この規定については、規則で定める。】
- ②暴力団排除条例に掲げる暴力団員等の排除に関する規定（国の基準なし）
- ③非常災害時における安全確保策の追加規定（国の基準への上乗せ）

（3）施行期日

平成25年4月1日

（4）その他

（指定都市（仙台市）は別途条例を策定するもの。）